

環境美化活動の手続きについて

実施前の手続き

○作業実施日の一週間前までに、必ず下記の8項目について、環境保全課まで連絡してください。(電話連絡可)

①自治会名、②担当者名、③住所・連絡先、④実施予定日(予備日含む)、⑤参加予定人数、⑥集積場所、⑦実施内容(汚泥の有無等)、⑧その他(使用車両の有無等)

注)連絡をせずに実施した場合、「ごみの回収」ができなくなります。

注)集積場所に変更がある場合は、変更後の位置を示した実施区域図を提出してください。

※区域図が用意できない場合は、ご相談ください。

環境美化活動の実施

○分別収集にご協力をお願いします。

注)分別方法は、「ごみの出し方・資源の出し方」を参照してください。

注)集積場所には、「一般ごみ」が混合しないように注意していただき、「環境美化活動のごみ」だと分かるように置いてください。

※ごみの種類や状態によっては、回収されない場合があります。

実施後の手続き

○作業終了後、下記の書類を環境保全課に提出してください。

- ① 環境美化報償金交付申請書兼完了報告書(要押印)
- ② 環境美化活動参加者名簿(小学生以上対象)
- ③ 実施区域図
- ④ 報償金の振込先がわかるもの(通帳の写しなど)

※変更がない場合は必要ありません。

*年2回実施される場合も同様の手続きとなります。